

○市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

平成6年9月28日

条例第22号

改正 平成15年6月25日 条例第42号
平成17年9月22日 条例第38号
平成19年12月20日 条例第44号
平成20年12月12日 条例第40号
平成23年12月7日 条例第45号
平成25年3月25日 条例第20号

(設置)

第1条 本市は、市民が生涯にわたって学習する機会を広く提供することにより、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、生涯学習センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市生涯学習センター

位置 市川市鬼高1丁目1番4号

(事業)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習情報の提供に関すること。
- (2) 生涯学習支援体制の整備充実に関すること。
- (3) 生涯学習のための指導者及び助言者の養成及び研修に関すること。
- (4) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(施設等)

第4条 前条の事業を行うため、生涯学習センターに次の表の左欄に掲げる施設を置き、各施設の主な業務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

施設名	業務
市川市中央図書館	図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事項に関すること。
市川市文学ミュージアム	(1) 文学、映像等に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。 (2) 文学、映像等の調査研究に関すること。 (3) 文学、映像等に係る講座、講演会等の開催に関すること。 (4) 施設及び附属設備の利用に関すること。
市川市教育センター	(1) 教育課程の調査研究に関すること。 (2) 教育関係職員の研修に関すること。 (3) 教育関係資料及び情報の収集、作成及び提供に関すること。 (4) 教育相談に関すること。
市川市中央こども館	(1) 児童の健全な遊びの指導に関すること。 (2) 児童の健康増進の指導に関すること。 (3) 児童の生活相談に関すること。 (4) 子育てを支援するものと児童との交流を図ることその他児童の健全な育成に関すること。 (5) 児童厚生員及び遊びの指導者等の養成に関すること。

2 市川市文学ミュージアム（以下「文学ミュージアム」という。）は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 通常展示フロア
- (2) 企画展示室
- (3) グリーンスタジオ（控室を含む。）
- (4) ベルホール
- (5) 文学研修室

- (6) 映像メディア編集室
- (7) アナウンスブース
- (8) 音楽スタジオ
- (9) 資料室

3 市川市教育センター（以下「教育センター」という。）に所長その他の必要な職員を置く。

（平17条例38・平20条例40・平25条例20・一部改正）

（運営）

第5条 生涯学習センターは、生涯学習センターを構成する各施設相互の連携を図ることにより、生涯学習に関する総合施設として有機的に運営されなければならない。

（使用することができるもの）

第6条 文学ミュージアム（第4条第2項第5号から第8号までに掲げるものに限る。）を使用することができるものは、本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体とする。ただし、市長が適当と認めるものは、この限りでない。

2 市川市中央子ども館（以下「中央子ども館」という。）を使用することができるものは、本市に住所を有する18歳未満の者及びその保護者並びにこれらの者で構成される団体とする。ただし、市長が適当と認めるものは、この限りでない。

（平17条例38・平20条例40・平25条例20・一部改正）

（使用の許可等）

第7条 文学ミュージアム（第4条第2項第3号から第8号までに掲げるものに限る。以下この条、次条第1項、第20条及び第21条第1項において同じ。）を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 文学ミュージアムを使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 文学ミュージアムを使用しようとするものがその施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 文学ミュージアムを使用しようとするものが営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第21条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (5) その他文学ミュージアムの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 中央子ども館を使用しようとするものは、規則で定める名簿に住所、氏名その他規則で定める事項を記入しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央子ども館を使用させないことができる。

- (1) 中央子ども館を使用しようとするものがその事業に係る目的に適合しない目的で中央子ども館を使用しようとするとき。
- (2) 中央子ども館を使用しようとするものが前条第2項に規定するものに該当しないとき。
- (3) 中央子ども館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 中央子ども館を使用しようとするものがその施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (5) その他中央子ども館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

5 市長は、文学ミュージアムの管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付けることができる。

（平17条例38・全改、平19条例44・平20条例40・平25条例20・一部改正）

（使用料）

第8条 前条第1項の許可を受け、文学ミュージアムを使用するもの及び第4条第2項第2号に掲げるものにおいて行う特別の企画による展示を観覧する者は、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納めなければならない。

2 中央子ども館の使用料は、無料とする。

3 生涯学習センターの自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を使用するものは、市川市使用料条例に定める使用料を納めなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が乗車している自動車
 - (3) 市が主催する講座、講演会、研修会等において講師を務める者が乗車している自動車
 - (4) 市川市中央図書館（以下「中央図書館」という。）、中央こども館等においてボランティア活動を行う者が乗車している自動車
 - (5) その他使用料を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車
- 4 前項の使用料は、自動車が駐車場から出場する際に、駐車場を使用したものから徴収する。

（平15条例42・平20条例40・平25条例20・一部改正）

（館外貸出しを受けることができるもの）

第9条 中央図書館の図書館法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の館外貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けることができるものは、本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体であって読書会等を主催するものとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるものは、この限りでない。

（平20条例40・追加、平25条例20・一部改正）

（館外貸出しの登録）

第10条 館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ委員会の登録を受けなければならない。ただし、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第39号。以下「図書館条例」という。）第5条第1項本文の登録を受けているものは、この限りでない。

2 前項本文の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人 登録の日から起算して3年
- (2) 団体 登録の日からその日の属する年度の末日まで

3 有効期間の満了後、引き続き館外貸出しを受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、委員会に登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年
- (2) 団体 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して1年

（平20条例40・追加、平23条例45・一部改正）

（登録の申請等）

第11条 登録を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、委員会に登録の申請をしなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請をしたものが第9条に規定するものであるときは、その登録をするものとする。

3 委員会は、登録をしたときは、第1項の規定による申請をしたものに対し、図書館利用券を交付するものとする。ただし、その者が市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第37号）第4条第3項又は第4項の規定により同条例第2条第2項に規定する多目的サービスに係る情報の記録がされた住民基本台帳カード（第14条第1項において「館外貸出対応住基カード」という。）の返還を受ける者であるときは、この限りでない。

4 図書館利用券の交付を受けたものは、当該図書館利用券を壊し、汚し、又は失ったときは、教育委員会規則で定めるところにより、委員会に申請して、その再交付を受けることができる。

5 図書館利用券は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（平20条例40・追加）

（変更の届出）

第12条 登録を受けたものは、前条第1項の規定による申請をした事項に変更があったときは、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。

（平20条例40・追加）

（登録の取消し）

第13条 委員会は、登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定するものでなくなったとき。
- (2) 不正の手段により登録（第10条第3項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

（平20条例40・追加）

（館外貸出しの承認等）

第14条 館外貸出しを受けようとするものは、図書館利用券（図書館条例第6条第3項本文の規定により交付されている図書館利用券を含む。）又は館外貸出対応住基カードを提示して、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、館外貸出しを受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 図書館資料を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (2) 次条に規定する期間を経過してもなお館外貸出しを受けた図書館資料を返還しないとき。
- (3) 図書館条例第9条第2項第2号に該当するとき。

（平20条例40・追加、平23条例45・一部改正）

（館外貸出しを受けることができる図書館資料等）

第15条 館外貸出しを受けることができる図書館資料及びその数量並びに期間は、次の表のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

区分	館外貸出しを受けることができる図書館資料	館外貸出しを受けることができる図書館資料の数量（現に館外貸出しを受けている図書館資料及び図書館条例に基づく館外貸出しを受けている図書館資料の数量を含む。）	館外貸出しを受けることができる期間
個人	図書	20	前条第1項の承認を受けた日から起算して15日
	コンパクトディスク	3	
	ビデオテープ	2	
	ビデオディスク	1	
団体	図書	無制限	前条第1項の承認を受けた日から起算して31日
	コンパクトディスク	3	前条第1項の承認を受けた日から起算して15日

（平20条例40・追加、平23条例45・一部改正）

（館外貸出しの制限）

第16条 図書館資料のうち貴重図書その他委員会が指定するものは、館外貸出しは行わない。

2 館外貸出しを受けた図書館資料は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（平20条例40・追加）

（開館時間）

第17条 生涯学習センターを構成する各施設の開館時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、委員会（文学ミュージアム及び中央こども館にあっては、市長）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
中央図書館	午前10時から午後7時30分（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後6時）まで
文学ミュージアム	午前10時から午後7時30分（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午後6時）まで。ただし、第4条第2項第9号に掲げるものにあつては、午前10時から午後5時までとする。
教育センター	午前10時から午後5時まで

中央こども館	午前10時から午後6時（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午後5時）まで
--------	--

（平20条例40・追加、平25条例20・一部改正）

（休館日）

第18条 生涯学習センターを構成する各施設の休館日は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、委員会（文学ミュージアム及び中央こども館にあつては、市長）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

区分	休館日
中央図書館、文学ミュージアム及び中央こども館	(1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日以外の日） (2) 毎月末日（その日が前号に掲げる日、日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前号に掲げる日、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日以外の日） (3) 1月1日から同月4日まで (4) 12月28日から同月31日まで
教育センター	(1) 月曜日 (2) 祝日法に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） (3) 毎月末日（その日が前2号に掲げる日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前2号に掲げる日、日曜日及び土曜日以外の日） (4) 1月2日から同月4日まで (5) 12月28日から同月31日まで

（平20条例40・追加、平25条例20・一部改正）

（駐車場の供用日等）

第19条 駐車場の供用日は、前条の規定により生涯学習センターを構成する各施設のすべてが休館する日以外の日とする。

2 駐車場の供用時間は、午前9時45分から午後7時40分（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午後6時10分）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらに規定する駐車場の供用日又は供用時間を変更することができる。

（平20条例40・追加）

（使用权の譲渡等の禁止）

第20条 第7条第1項の許可を受け、文学ミュージアムを使用するものは、その使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（平17条例38・一部改正、平20条例40・旧第9条繰下、平25条例20・一部改正）

（使用の停止等）

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文学ミュージアムの使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 文学ミュージアムを使用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 文学ミュージアムを使用するものがその施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 文学ミュージアムを使用するものが使用の目的に違反したとき。
- (4) 文学ミュージアムを使用するものが使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 文学ミュージアムを使用するものがこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他文学ミュージアムの管理運営上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央こども館の使用を停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 中央こども館を使用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 中央こども館を使用するものがその施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 中央こども館を使用するものが使用の目的に違反したとき。
- (4) 中央こども館を使用するものが使用の際に指示された事項に違反したとき。
- (5) 中央こども館を使用するものがこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他中央こども館の管理運営上支障があるとき。

(平15条例42・平17条例38・平19条例44・一部改正、平20条例40・旧第10条繰下・一部改正、平25条例20・一部改正)

(入館の制限等)

第22条 委員会又は市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習センターを利用する者(第1号及び第2号において「利用者」という。)に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が生涯学習センターの施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他生涯学習センターの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(平15条例42・平17条例38・一部改正、平20条例40・旧第11条繰下・一部改正)

(駐車拒否等)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場における自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車しようとする自動車に発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品が積載されているとき。
- (2) 駐車しようとする自動車が駐車場の施設、設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

2 駐車場を使用するものは、第19条に規定する駐車場の供用日及び供用時間以外に自動車を駐車してはならない。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(平20条例40・追加)

(意見聴取)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、第7条第2項第4号又は第21条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(平19条例44・追加、平20条例40・旧第12条繰下・一部改正、平25条例20・一部改正)

(損害賠償)

第25条 生涯学習センターの施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(平15条例42・平17条例38・一部改正、平19条例44・旧第12条繰下、平20条例40・旧第13条繰下・一部改正)

(中央図書館の分館の設置等)

第26条 中央図書館の奉仕機能を充実させるため、中央図書館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市中央図書館平田図書室

位置 市川市平田1丁目20番16号

2 市川市中央図書館平田図書室(以下「平田図書室」という。)の開室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 平田図書室の休室日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休室日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 祝日法に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 毎月末日(その日が前2号に掲げる日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前2号に掲げる日、日曜日及び土曜日以外の日)
- (4) 1月2日から同月4日まで
- (5) 12月28日から同月31日まで

4 第22条の規定は平田図書室における入室の制限等について、前条の規定は平田図書室における損害賠償について、それぞれ準用する。この場合において、第22条中「委員会又は市長」とあるのは「委員会」と、「生涯学習

センター」とあるのは「市川市中央図書館平田図書室」と、「入館」とあるのは「入室」と、「退館」とあるのは「退室」と、前条中「生涯学習センター」とあるのは「市川市中央図書館平田図書室」と読み替えるものとする。

(平19条例44・旧第13条繰下、平20条例40・旧第14条繰下・一部改正)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則（文学ミュージアム、中央こども館及び駐車場にあっては、規則）で定める。

(平19条例44・旧第14条繰下、平20条例40・旧第15条繰下・一部改正、平25条例20・一部改正)

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(市川市教育センター設置条例の廃止)
- 3 市川市教育センター設置条例（昭和36年条例第9号）は、廃止する。
(市川市立中央図書館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)
- 4 市川市立中央図書館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年条例第20号）は、廃止する。

附 則 (平成15年6月25日条例第42号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月22日条例第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月15日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月12日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(次項において「旧条例」という。)に基づく教育委員会規則の規定により図書館利用券の交付を受けているものは、この条例の施行の日において、改正後の第10条第1項本文の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、同条第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく教育委員会規則の規定により交付されている図書館利用券は、改正後の第11条第3項本文の規定により交付された図書館利用券とみなす。

附 則 (平成23年12月7日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例又は第2条の規定による改正前の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき20以上の数量の図書の館外貸出しを受けている個人は、その数量が20未満となるまでの間は、新たに第1条の規定による改正後の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び第2条の規定による改正後の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づく図書の館外貸出しを受けることができない。

附 則 (平成25年3月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により教育委員会から使用の許可を受けているものは、この条例の施行の日において、改正後の第7条第1項の規定により市長から使用の許可を受けたものとみなす。